

賃金控除に関する協定書(記載例)

株式会社〇〇〇〇 と 労働者代表 越前花子 は労働基準法第24条第1項但書に基づき、賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

1. 株式会社〇〇〇〇は、毎月 10 日、賃金支払いの際次に掲げるものを控除して支払うことができる。

- (1) 寮費
- (2) 電気・ガス・水道光熱費
- (3) 親睦会費
- (4) 会社貸付金の割賦金返済金(元利共)
- (5) 社内商品購入代金

2. この協定は 〇 年 〇 月 〇 日から有効とする。

3. この協定は、何れかの当事者が 〇 日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

〇 年 〇 月 〇 日

- ・ 労使協定は、「労働者の過半数で組織する労働組合(過半数組合)」または(その労働組合がない場合は)「労働者の過半数を代表する者(過半数代表者)」と締結する必要があります。
- ・ 過半数代表者の選出は、正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者が参加した民主的な手続(投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り)がとられている必要があります。
- ・ 管理監督者は労働者代表になれません。
- ・ 過半数代表者に対する不利益な取扱い(解雇や降格、賃金の減額等)は禁止されています。また、使用者は労働者の意見集約等を行うにあたって必要な事務機器や事務スペースを提供する等、必要な配慮を行わなければなりません。

使用者職氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 福井太郎



労働者代表 越前花子



- ・ 労使協定は、締結後、労働者に周知しなければなりません。
(作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける、労働者へ書面を交付する、社内システムの掲示板等へ掲載する等)